

鳥 取 県 子 宮 が ん 検 診 精 密 検 査 医 療 機 関 登 録 実 施 要 綱

1 目 的

鳥取県子宮がん検診実施要領に基づいて市町村が実施する子宮がん検診の精密検査医療機関を登録制にすることにより、子宮がん検診の精度管理を図る。

2 実施方法等

- (1) 登録を希望する医療機関は、鳥取県子宮がん検診精密検査医療機関登録届出書〔以下「届出書」という。〕(様式第1号)を所属の地区医師会を経由して鳥取県健康対策協議会(以下「健対協」という。)に提出する。
- (2) 健対協は、提出された届出書により、鳥取県子宮がん検診精密登録検査医療機関(以下「登録機関」という。)を取りまとめ、別記「鳥取県子宮がん検診精密検査医療機関登録基準」により、鳥取県成人病検診管理指導協議会子宮がん部会及び鳥取県健康対策協議会子宮がん対策専門委員会(以下「部会等」という。)で登録機関を決定する。
ただし、部会等は年2回しか開催されないことから、部会等の長によって登録機関が決定される場合もあり、その場合、次回の部会等で報告がなされる。
- (3) 登録を辞退するときは、所属の地区医師会を経由して健対協に届け出る。
- (4) 届出書は、地区医師会が保管する。

3 登録医療機関名簿の作成等

- (1) 健対協は、上記により決定した登録医療機関の名簿を作成し、地区医師会及び県健康対策課に送付する。
- (2) 県健康対策課は、登録医療機関の名簿を保健所、保健所支所及び市町村に送付する。

4 登録の更新

登録の更新は原則として3年に1回実施することとし、更新手続きは、登録手続きに準じて行うものとする。

5 庶 務

子宮がん検診精密検査医療機関登録に関する事務は、健対協において行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、子宮がん検診精密検査医療機関登録に関して必要な事項は、部会等で定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 8 年 8 月 8 日から適用する。

この要綱は、平成 1 0 年 8 月 1 1 日から適用する。

この要綱は、平成 1 4 年 1 0 月 7 日から施行し、1 5 年度の事業から適用する。

この要綱は、平成 1 6 年 2 月 1 1 日から施行し、1 5 年度の事業から適用する。

(別 記)

鳥取県子宮がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 コルポスコピーに習熟した医師が対応できること。
- 2 検診事業に関する調査・報告に積極的に協力すること。
- 3 検診の資料及び検診結果は 3 年以上にわたって整理、保存されること。
- 4 担当医が、日本産科婦人科学会専門医であること及び子宮がん検診従事者講習会及び子宮がん検診症例検討会を過去 3 年間に 2 回以上受講していること。ただし、やむを得ず、3 年間のうち 1 回しか受講できなかった場合については、別途追加で開催する講習会に出席すれば登録条件を充たしたこととする。

(別記) 対象となる講習会等

講 習 会 等 の 区 分	開 催 頻 度
子宮がん検診従事者講習会及び 子宮がん検診症例検討会	全県 1 回／年